

令和6年  
12月高浜市議会定例会  
議案書

## 議案第68号

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

次のとおり高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定するものとする。

令和6年11月28日提出

高浜市長 吉岡初浩

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第1項の規定に基づき、職員等（市における同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 市は、法第243条の2の7第1項の規定により、職員等の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。

2 法第243条の2の7第1項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）とする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

#### 提案理由

この案は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の職員等の損害賠償責任の一部の免責について定めるためであります。

## 議案第69号

### 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について

次のとおり高浜市子ども医療費支給条例の一部を改正するものとする。

令和6年11月28日提出

高浜市長 吉岡初浩

### 高浜市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例（案）

高浜市子ども医療費支給条例（昭和48年高浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出生の日から、15歳」を「18歳」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者をいう。

第2条第4項を削る。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、高校生等が国民健康保険法又は社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員である場合にあっては、当該高校生等を受給資格者とする。

第3条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者であつて、高浜市障害者医療費支給条例（昭和48年高浜市条例第32号）又は高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年高浜市条例第32号）により医療費の助成を受けることができる者又はその保護者

(3) 高浜市精神障害者医療費支給条例（平成19年高浜市条例第18号）第6条第1項又は第3項に規定する医療費の支給を受けることができる高校生等又はその保護者

第4条第1項中「、子ども」の次に「（高校生等を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2

項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

第5条第1項中「この条例による医療費の支給を受けようとする」を「前条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする」に、「、この条例」を「、同項の規定」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

第4条第1項の規定による医療費の支給は、当該医療費を医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に対して支給することができる。

第6条に次の1項を加える。

3 第4条第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払うことによつて行う。

第7条中「前条第1項ただし書」の次に「又は第3項」を加える。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の高浜市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

（高浜市障害者医療費支給条例の一部改正）

3 高浜市障害者医療費支給条例（昭和48年高浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「未就学児」を「子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

（高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）

4 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年高浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「未就学児」を「子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

#### 提案理由

この案は、子ども医療費の支給対象に高校生世代の入院医療費を追加するためであります。

## 議案第70号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

次のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるものとする。

令和6年11月28日提出

高浜市長 吉岡 初 浩

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 高浜市職員の給与に関する条例（昭和39年高浜町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年高浜町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高浜市表彰条例の一部改正）

第3条 高浜市表彰条例（昭和46年高浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高浜市消防団条例の一部改正）

第4条 高浜市消防団条例（昭和47年高浜市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高浜市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第5条 高浜市個人情報保護法施行条例（令和5年高浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）及び旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有するとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（起訴をされた者に関する経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められ

ている罪につき起訴をされた者とみなす。

#### 提案理由

この案は、刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

## 議案第 7 1 号

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年高浜市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### 提案理由

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

## 議案第72号

高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

次のとおり高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正するものとする。

令和6年11月28日提出

高浜市長 吉岡初浩

高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例（案）

高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成13  
年高浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表高浜市宅老所「じい&ばあ」の項を削る。

第3条第1項中「、それぞれの宅老所の有する特性に応じ」を削  
る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、高浜市宅老所「じい&ばあ」を高浜市宅老所「いっぶ  
く」内に移転させることにより廃止するためであります。

## 議案第73号

### 工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和6年11月28日提出

高浜市長 吉岡初浩

- 1 契約の目的 吉浜小学校長寿命化改良工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 15億5,650万0,000円(税込み)  
変更後 15億8,840万0,000円(税込み)
- 4 契約の相手方 愛知県刈谷市一里山町伐払123番地  
株式会社近藤組  
代表取締役社長 近藤純子

### 提案理由

この案は、吉浜小学校長寿命化改良工事における資材及び労務単価等の変動による工事費の増に伴い、工事請負契約を変更するためであります。